

静岡県告示第244号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	沼津市杉崎町11番の13から 沼津市杉崎町11番の12まで	平成30年3月30日

=====

静岡県告示第245号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
田原野函南停車場線 清水函南停車場線	田方郡函南町大竹字下冷川176番の12から 田方郡函南町大竹字冷川190番の19まで	平成30年3月30日
函南停車場反射炉線	田方郡函南町大竹字冷川190番の19から 田方郡函南町大竹字下冷川176番の12まで	